

国立研究開発法人物質・材料研究機構

業務委託規程

平成13年12月13日

13規程第82号

改正：平成17年 4月21日 17規程第14号

改正：平成18年 3月28日 18規程第35号

改正：平成18年 9月19日 18規程第92号

改正：平成19年 3月20日 19規程第14号

改正：平成19年11月 5日 19規程第70号

改正：平成20年 2月18日 20規程第 1号

改正：平成27年 3月24日 27規程第64号

改正：平成28年 3月29日 28規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が委託する試験研究・調査（以下「試験研究等」という。）について定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げものをいう。

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号。以下「半導体集積回路法」という。）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号。以下「種苗法」という。）に規定する育成者権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- (2) 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- (4) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料及び図面等を含む。）のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、機構及び機構からの委任を受けて試験研究を行う者（以下「受託者」という。）が合意の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

2 この規程において「発明等」とは、特許権の対象となる発明、実用新案権の対処となる考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となる創作、育成者権の対象となる育成並びにノウハウを使用する権利の対象となる案出をいう。

3 この規程において知的財産権の「実施」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号。以下「特許法」という。）第2条第3項、実用新案法（昭和34年法律第123号。以下「実用新案法」という。）第2条第3項、意匠法（昭和34年法律第125号。以下「意匠法」という。）第2条第3項、商標法（昭和34年法律第127号。以下「商標法」という。）第2条第3項、半導体集積回路法第2条第3項、種苗法第2条第5項に規定する行為

(2) プログラム等の使用及び著作権法第21条、第23条、第26条から第28条に規定する権利を行使する行為

(3) ノウハウの使用

（業務の委託）

第3条 機構は、委託しようとする試験研究等が次の各号に掲げる基準を満たしているときは、その試験研究等を機構以外の者に委託することができる。

(1) 委託しようとする試験研究等が国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成11年法律第173号）第15条に定める業務のいずれかに該当すること。

(2) 委託しようとする試験研究等が、文部科学大臣から認可を受けた中期計画の範囲のものであること。

(3) 委託しようとする試験研究等が、自ら実施するよりも委託して実施することが効率的であること。

（受託者の選定）

第4条 機構は、試験研究等を委託するときは、当該試験研究等の目的に従い、その内容、方法及び時期並びに経済性等を考慮し、当該試験研究等の実施について最も適当と認められる者を受託者として選定する。

2 当該選定に当たっては、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）により行うものとする。ただし、国立研究開発法人物質・材料研究機構会計規程（平成13年4月2日 13規程第16号）及び国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則（平成13年6月14日 13細則第5号）に照らして、随意契約によることができるものとする。

3 前項に係る一般競争入札等の手続きについては、別に定める。

（研究委託審査委員会）

第5条 前2条の基準が満たされているか否かを審査するため、機構に研究委託審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営については、別に定める。

(契約締結の上申)

第6条 試験研究等を委託しようとする者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、直属の上長に該当する者の承認を得るものとする。

- (1) 試験研究等の題目
- (2) 試験研究等の目的及び概要
- (3) 試験研究等の委託先
- (4) 試験研究等を委託する理由
- (5) 試験研究等の開始及び完了の時期
- (6) 試験研究等の委託料の額
- (7) 知的財産権の帰属及びその実施
- (8) 前各号に掲げるものの他参考となる事項

(委託契約)

第7条 機構が試験研究等を委託するときは、受託者と次の事項について契約を締結する。

- (1) 契約事項
- (2) 試験研究等の題目
- (3) 試験研究等の目的及び概要
- (4) 試験研究等を実施する場所
- (5) 試験研究等の開始及び完了の時期
- (6) 試験研究等の委託料の額及び支払いの方法
- (7) 試験研究等に関する収入及び支出の状況並びに委託料の用途を明確にさせるための措置
- (8) 試験研究等を適正に遂行させるための措置
- (9) 試験研究等の遂行が困難となったときの措置
- (10) 受託者が委託料によって製造し、取得し、又は効用を増加させる物件を適正に管理させるための措置及びこれらの物件の試験研究等完了後の帰属
- (11) 知的財産権の帰属及びその実施
- (12) 秘密の保持
- (13) 研究成果の報告及び発表
- (14) 委託契約終了後の措置
- (15) その他必要な事項

(委託期間)

第8条 機構が試験研究等を委託する期間は、中期計画の期間内とする。ただし、多大な後年度負担を伴う研究内容である場合には、複数年度にわたる契約締結の適否につき理事会議の議を経ることとする。

(委託料)

第9条 試験研究等の委託料の額は、当該試験研究等を実施するために必要と見込まれる経費の額とする。

2 機構は前項に定める委託料を限度額として、当該試験研究等の実施に要した経費を支払うものとする。

3 前項に定める試験研究等の実施に要した経費の額は、当該試験研究等が完了した後、受託者の精算に関する報告書により機構が妥当と認めた額とする。

4 機構は、必要と認めるときは、委託料を概算払いすることができる。

5 機構は、委託料の使途に関しては、受託者に次の各号に掲げる事項を遵守させるものとする。

(1) 当該試験研究等以外の目的に使用しないこと

(2) 支出の内訳明細を明らかにすること

(再委託)

第10条 機構は、受託者に当該試験研究等を再委託させないものとする。ただし、機構が必要と認めるときは、当該試験研究等の一部に限り再委託させることができる。

(秘密の保持)

第11条 機構は、受託者が試験研究等に関して知得た機密に属する事項を第三者に漏洩させないものとする。

(成果の報告及び発表)

第12条 機構は、当該試験研究等完了後一定期間内にその成果について、受託者から報告をさせることができる。

2 機構は試験研究等期間中において、必要と認めるときは、受託者から中間報告をさせることができる。

3 機構は、受託者が試験研究等の成果を発表しようとするときは、書面によりあらかじめ機構の同意を得させるものとする。

(契約変更等)

第13条 機構は、天災その他やむを得ない理由がある場合は、契約を変更し、又は解約することができる。

(物件の帰属)

第14条 機構は、受託者が試験研究等を行うことにより取得した物件の所有権を機構に帰属させるものとする。

2 機構は、前項において機構に帰属した物件を受託者の希望により貸与し、または譲渡することができる。

(研究成果及び報告書の帰属)

第15条 試験研究等により得られた成果及び研究終了報告書の著作権（プログラム等の著作権は除く。）は、機構に帰属する。ただし、特許権等の帰属については、次条の定めるところによるものとする。

(知的財産権の帰属)

第16条 機構からの委託により実施した試験研究等の結果、受託者が創製した発明等に係る知的財産権については、全て機構に帰属するものとする。

2 産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条の規定を適用する場合には、機構は、その知的財産権を受託者から機構に譲渡させることなく、受託者に帰属させることができる。ただし、当該試験研究等の実施により創出された発明等の創製に、機構の職員も寄与した場合には、その発明等に係る知的財産権を受託者と共有することができる。

(知的財産権の実施)

第17条 機構は、機構と受託者が共有する知的財産権の実施を受託者以外の者が希望するときは、その受託者以外の者との間に実施料の支払い等について定めた実施契約を締結する。

(委託契約終了後の措置)

第18条 委託契約は、本契約終了後、第16条及び第17条の規定は当該知的財産権の権利存続期間中有効とし、第11条及び第12条の規定は5年間有効とする。

(国等に対する特例措置)

第19条 機構は、受託者が国、政府関係機関、国立研究開発法人、国立大学法人若しくは地方公共団体等の公的機関若しくは外国研究機関である場合又は特別な事情がある場合は、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

(契約情報の公表)

第20条 機構は、委託契約情報を速やかに公表するものとする。なお、この公表の実施に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第21条 この規程の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年12月13日から施行する。

附 則(平成17年4月21日 17規程第14号)

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日 18規程第35号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月19日 18規程第92号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日 19規程第14号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成１９年１１月５日 １９規程第７０号）

この規程は、平成１９年１１月５日から施行する。

附 則（平成２０年２月１８日 ２０規程第１号）

この規程は、平成２０年２月１８日から施行する。

附 則（平成２７年３月２４日 ２７規程第６４号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月２９日 ２８規程第１９号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。